

**改正**

平成19年3月30日条例第4号

平成20年9月26日条例第24号

平成22年12月21日条例第32号

平成27年3月20日条例第12号

深谷市特別職報酬等審議会条例

(設置)

**第1条** 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、深谷市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

**第2条** 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

**第3条** 審議会は、委員10人をもって組織し、その委員は、市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度市長が任命する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

**第4条** 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第5条** 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

**第6条** 審議会の庶務は、報酬等に関する事務を所掌する部署において処理する。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

**附 則**（平成19年3月30日条例第4号抄）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年9月26日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成22年12月21日条例第32号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年3月20日条例第12号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、この条例の施行の際地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の規定により置かれる教育委員会の教育長が現に在職する場合は、その教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に当該教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日）の翌日から施行する。